

2-1 競技者規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下 NFA）の正会員（以下チーム）の選手が遵守すべき事項を定める。

第2条 (フェアプレイ)

競技者は、スポーツマンシップに則り、ルールに従い、フェアプレイの精神を堅持し、相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くすものとする。

第3条 (資格停止)

次の何れかの事項に該当するものは、本会の競技者としての資格を停止する。

- (1) NFA が参加を禁止した競技会に参加したもの
- (2) 事前の承認を得ずに、自らの名声を利用し、その氏名、写真、競技成績等を広告に使うことを許したものの、または自らの使用する衣服および用具を広告に使うことを許したものの
- (3) 競技に際して、ドーピング、暴力行為などによりフェアプレイの精神に明らかに違反したもの
- (4) 競技者として著しく品位または名誉を傷つけたもの

第4条 (広告)

競技者は、あらかじめ承認を得て映画、演劇、放送、雑誌、新聞等の行事に出演または参加もしくは、その氏名、写真、競技成績等を広告に使うことができる。

第5条 (活動費)

競技者は、NFA が認めた競技活動に費やされる旅費および宿泊費の金銭的補助を受けることができる。

第2章 雑則

第6条 (改正)

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第7条 (施行)

本規程は、2015年2月1日より施行する。